

平成11年8月25日

三番町共用会議所 大会議室

## 食品流通審議会

### 第4回食品流通審議会食品流通情報化専門委員会議事録

農 林 水 産 省

目 次

1.開 会 .....	1
1.食品流通局長あいさつ .....	1
1.生鮮流通分野における電子計算機の連携利用に関する指針(案)について .....	2
1.その他 .....	16
1.閉 会 .....	16

開 会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回の食品流通情報化専門委員会を開催させていただきますと存じます。

食品流通局長挨拶

事務局 それでは、開催に当たりまして、食品流通局長から一言ごあいさつ申し上げます。

食品流通局長 第4回の食品流通審議会食品流通情報化専門委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、また残暑厳しき中、本委員会に御出席賜り、心より感謝申し上げます。

あわせまして、平素より私どもの農林水産行政の遂行につきまして、格別の御支援、御協力を賜っておりますことをこの場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

農林水産省では、昨年12月に今後の農政推進の方向として農政改革大綱を取りまとめたところであります。その中におきましても、取引の電子化の推進によりまして食品流通の効率化、活性化を図ることが重要な課題としてこの農政改革大綱の中にも取り上げられているところでございます。

また、従来から関係業界の方々の御協力を得ながら生鮮食品等取引電子化基盤開発事業等によりまして、生鮮食料品等の取引の電子化の推進に取り組んできているわけでございます。特に、昨年度は補正予算等によりましてその進捗を図ったところでございます。今後ともこれらの事業の推進を図っていく考えでございます。

今日の本委員会では、いままで御検討いただいております「生鮮流通分野における電子計算機の連携利用に関する指針(案)」を、これからの取り組みの基本方向をオーソライズするものとして、取りまとめいただくということでございます。今後の取引電子化の一層の推進に資することを目的とするものでございます。

委員の皆様方の忌憚のない御意見を賜り、本日、お取りまとめいただければと思っておりますので、よろしく願います。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

事務局 御欠席の委員の方々にも案を御送付して御意見を伺うようにしておりますが、本日は、過去3回の委員会でもいただいた御意見を踏まえまして作成いたしました連携指針(案)について御審議いただきたいと考えております。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

配布資料一覧にございますように、資料1といたしまして議事次第でございます。資料2で各委員の名簿でございます。資料3といたしまして、「生鮮食品等取引電子化基盤開発事業の進捗状況について」ということでございます。資料4で「生鮮流通分野における電子計算機の連携利用に関する指針(案)について」ということでございます。

そのほか参考資料といたしまして、制度の説明ということで「電子計算機の連携利用に関する指針」制度について」という横紙でございます。

それから「参考資料」として、「生鮮標準商品コードにおける品名及び商品属性等の一覧について」等の参考資料でございます。

そのほか、第3回の議事録をお配りしております。

それでは、議事の進行につきましては委員長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

## 生鮮流通分野における電子計算機の連携利用に関する指針(案)について

委員長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、事務局から資料3の「生鮮食品等取引電子化基盤開発事業の進捗状況について」、それから資料4の「生鮮流通分野における電子計算機の連携利用に関する指針(案)について」、これについて一括して御説明をいただいて、その後、特にこの指針(案)について皆さんから御意見などをいただきたいと思っております。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、資料3と資料4に基づきまして御説明させていただきたいと存じます。

まず資料3の「生鮮食品等取引電子化基盤開発事業の進捗状況について」でございます。

これは第3回にも御報告いたしました。補助事業等で実施しております生鮮取引電子化の基盤整備の事業の進捗状況を御報告するものでございます。

まず1ページ目のEDI標準検討の基本的方向でございますけれども、基本的に伝送手順等々、ルールづくりに当たりましては流通業界における既存のシステム、あるいは将来の拡張等も考えまして、国際標準との整合性を重視するという基本方針で進めているところでございます。

標準商品コードの開発状況でございますが、品名コードにつきましては、ベジブル等既に業界で利用されているコード体系の活用を図るということと、国際標準に準拠したということで13桁コードの2種類の考え方で進めております。それから、商品を限定するため、いろいろな商品属性についての情報も別途コードを定める、といったことで進めているところでございます。

まず(1)の青果物につきましては、平成10年度までにベジブルコードを基本とする品名コードと、大小、品位、原産地等の属性情報のコードにより試作版をつくり、EDI標準の試作版の開発と併せまして実証試験を行ったところでございます。

11年度におきましては、実証試験の結果を踏まえた改良等を行い、それから関係業者の方々にアンケート、あるいはホームページ等におきまして御意見をいただきまして、最終調整を行って、本年度中には標準商品コードの確定という作業で進めております。

2ページでございますが、具体的には4ページに書いてございますが、青果物につきましては、品名コードは商品種別、野菜・果物の区分で1桁、品名で4桁ということで、他の製品との識別を必要としない業界内の場合は5桁のコード、小売業等におきまして、他のJANコードとの整合性が必要な場合につきましては13桁ということで進めているところでございます。それから、商品属性につきましては、先ほど申しましたように、大小、品位、原産地、栽培方法区分、バイオ区分等を検討しているところでございます。

花きにつきましては、平成10年度までに品名コードを検討を行い、それと併せて属性情報のコード化につきまして検討を行ったところでございますが、11年度につきましてははいよいよ試作版の開発を行いまして、別途検討中のEDI標準の試作版と併せて実証試験を行う予定にしております。

3ページでございますが、食肉につきましては、花きと同様のペースで進んでございますけれども、10年度までに畜種コード、部位コード、精肉コードの検討を行い、これにつきましては輸入商品がかなりの量を占めているということもございまして、アメリカやオーストラリアの規格等を参考にしながら、コード化の検討を行っているところでございます。これは花きと同様に、11年度において試作版の開発を行いまして、別途検討中のEDI標準の試作版とあわせて実証試験を行う予定でございます。

水産物につきましては、食肉と花きの次のステップということでございますが、12年度に実証試験を行う予定でございまして、それを目標に引き続きヒアリング等を行いまして、こういった対象分野についてコード化をするか、あるいはEDIを導入するか等につきまして絞り込みを行い、コード等の検討あるいはそれと併せて等級なり階級なり、形状等の属性情報の項目について検討を行う予定で進めておるところでございます。

5ページの標準メッセージの開発状況でございますが、青果物につきましては、先ほど申しましたように、昨年度に14メッセージを開発しまして、実証試験を行ったところでございます。具体的には昨年の11月から今年1月にかけて、全国6カ所を実施したところでございます。11年度におきましては、その結果を踏まえまして、新たに3メッセージの追加を検討いたしまして、メッセージの確定を行いたいと考えております。最終的には、EDI標準の導入・運用マニュアルの作成ということを視野に置いて作業を進めていきたいと考えて

ております。

6ページでございます。花きにつきましては、10年度に3メッセージを検討しましたけれども、今年度新たに3メッセージを追加いたしまして、試作版を策定して実証実験を行いたいと考えております。なお、花きにつきましては、花き流通の特徴である運送事業者との間の取引の情報交換も含めて、EDI標準を検討しているところでございます。

7ページでございますが、食肉につきましても、10年度中に3メッセージを開発いたしましたけれども、今年度はさらに3メッセージを追加ということで試作版を策定し、実証試験を行うこととしております。食肉の特徴でございます冷蔵倉庫事業者及び専門運送事業者との取引も含めまして、EDI標準を検討していきたいと考えております。

水産物につきましてはヒアリングを行っているところでございますが、流通チャンネル、どんなチャンネルがあるかという整理を行うとともに、取引業務のフローにつきまして検討しているところでございます。

8ページでございます。ワークフロー・マネジメント手法の開発ということで、これにつきましては、電子化基盤開発事業の中で行っておりますけれども、中小流通業者の取り組みを助長するという観点から、取引電子化を導入するに当たってどんな業務運営の見直しを行えばいいのか、あるいはそれを実際にやっていただいて問題点を抽出する、当然ながら啓発・普及にも資するといった観点から実施しているものでございます。平成9年度に仙台、10年度には北九州において実施しましたけれども、まだ具体的なことは決定しておりませんが、11年度も引き続き実施する予定でございます。

それから、本年度から普及促進事業を1,200万円の予算で始めたところでございます。民間団体である生鮮取引電子化推進協議会と連携をとりながら、普及・啓発活動をお手元にありますような内容でやっていきたいと考えております。

その他の検討といたしまして、平成10年度の補正で始めました取引電子化を進めるための標準的な業務アプリケーションソフトの開発でございますけれども、規模の小さい方々の取り組みを支援するといった意味でのソフト開発の事業でございます。

9ページ目でございますが、コード化、あるいはルールづくりと併せまして、EDI標準メッセージを使った取引を円滑に行うために、どのような運用時間帯でやるのか、問題が起きたときの処理の仕方、あるいは費用負担のあり方等につきまして、電子取引を運用される方々の間で結んでいただく業務運用規則と取引基本規約につきまして、特に進んでおります青果物につきまして、雛形を11年度に検討、策定する予定でございます。

それから3番目に物流バーコードということで、標準商品コードを活用いたしまして、入荷検品業務の効率化という観点から、物流バーコードラベルにつきましても調整をとりながら検討を進めるところでございます。

最後に、標準コード等ができました後、その後の変化等を踏まえまして、適宜見直しをしていく必要がある、あるいは外からの問い合わせにお答えするような体制が必要だということで、生鮮取引電子化推進協議会において、今年度の事業の大きな柱としまして維持管理体制、運用体制の検討を進めるということで、連携をとりながら検討していきたいと考えております。

以上が、事業あるいは推進協議会と連携をとりながら基盤整備のために平成11年度にどういうものやっけていくかという計画及び進捗状況についての御報告でございます。

続きまして、資料4の「生鮮流通分野における電子計算機の連携利用に関する指針(案)について」でございます。これは法律に基づきまして、電子計算機の連携利用を行うに当たっての基本的なことを定めるものでございます。これにつきましては、関係業界の方に集まっておきまして、いろいろ専門委員会等を作りながら具体的な検討を補助事業等で進めておりますけれども、その検討に当たっての基本的な考え方を指針という形でオーソライズ、方向性を確認していただくといった性格のものでございます。

そういった性格上、抽象的なものになっておりますけれども、事務局で、前回御議論いただいた基本的方向を踏まえまして案を作っておりますので、御説明させていただきたいと存じます。

最初は、趣旨と現状についての記述でございます。最初の段落で書いてございますのは、消費者ニーズに

迅速かつ的確に対応できる供給体制を整備していくことが重要であるということと、取引の電子化は、販売、受発注、物流、商品管理等の各業務における処理の迅速化・正確化、あるいはペーパーレス化による業務の効率化、低コスト化が図れる、あるいは情報を的確に把握することによっていろいろなものに生かすことができる、そういったことが可能であるといった、取引電子化を進めるに当たっての目的を書いております。

2番目の段落につきましては、加工食品や菓子等の流通分野においては標準的なフォーマットや商品コード等がかなり進んでいる、あるいはPOSやEOSといった取引の電子化が進んでおり、一層の標準化を図りながらEDIの普及を推進していく段階にある、といったことを書いております。

3番目の段落、生鮮食品等につきましては、その商品特性や流通特性等により、取引の電子化が遅れているということで、早急な情報化技術の導入によって電子化を推進していくことが重要であるということが書いております。

次には、その電子化を進めるに当たりまして、企業間でバラバラに進められますと、システムの互換性の欠如によりまして初期の目的がなかなか果たせないのではないか、重複投資とか重複入力への恐れが生ずる、そういったことからEDI標準等の開発、その早期普及が重要である、そういった問題意識を書いております。

次には、9年度から事業で標準化に向けての取り組みを行っており、また10年には生鮮取引電子化推進協議会が設立され、自主的な活動も開始されているということで、10年度末で正会員、賛助会員合わせて161社の御参加をいただいております、セミナーや先進地調査、今年度は普及のためのビデオ作成等にも取り組むということを書いております。

このような状況の中で、連携して電子計算機の効率的かつ高度な利用を実現していくと、事業者にとりましても事業の効率化の基盤を提供し、生鮮流通そのものにつきましても、効率化、合理化の基盤を提供するものであり、ひいては、消費者ニーズに的確かつ迅速に対応した供給体制の整備が図られるということで、農水産業の健全な発展、あるいは国民生活の向上にも資する、そういった指針をつくるということを書いております。

具体的な内容でございますが、まず1番目に事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様とはどのようなものであるかということで、まずデータ交換フォーマット、あるいはそこに記載されるコード等、それを電子的に交換するためのビジネスプロトコルの標準化と、伝送手順の標準等を活用することによりまして、だれでも参加できる企業間のオンライン方式による情報交換システムをこの指針の対象にするということを書いております。

今までの議論でも出てきておりますが、消費者の方々の利用を別に排除するわけではございませんけれども、日々行われる取引につきまして、重複を省き、効率化を図るといった、事業者間における情報交換システムを対象にするということを書いております。

それから実施の方法といたしましては、まずビジネスプロトコルの標準化ということで、1つはシンタックスルールでございますけれども、送られてきたデータがどういった、仕切書なのか、請求書なのかといった判断、あるいはデータとデータをどこで区切るのかとか、データ項目は何が入っているのかといったルールを決めるものでございます。これにつきましては、今、国際的な標準となりつつあるEDIFACTを採用し、その普及に務めることといったことで表現してございます。現在、食品流通構造改善促進機構の方で関係業界の方と御相談しながら進めておる内容につきましても、このEDIFACTを基本として進めているところでございます。

データ項目、あるいはEDI標準メッセージでございますが、これにつきましては流通業界では、一般品と生鮮4品を同一店舗で扱うこと等も配慮いたしまして、流通業界の標準となっておりますJEDICOSとの整合性を考慮しまして、同機構が開発しておりますけれども、そのメッセージを標準として採用していただき、普及に努めるといったことを書いてございます。

商品コード等につきましては、これも今、同機構の方で国際標準等を考慮して13桁も視野に入れながら進めておりますけれども、こういったものを標準として採用して、広く採用していただくように普及に努めるといったことを書いております。

それから伝送手順の標準でございますが、これにつきましては業界標準として最適なものを設定し、その普及に努めることということで、具体的に何をということを書いてございませんけれども、これにつきましては

今後、順次新しいものが出てくるということでございますので、あえて固有名をあげず、できるだけ最新のものを業界標準として決めて、それをみんなで使い、普及啓発に努めていくということでございます。

先ほども11年度の検討課題ということで申し上げましたが、取引電子化に伴う運用上、取引上のトラブル等を防止し、省力化を図るということで、例えばシステムの運用時間をどうするか、データの保存方法、期間をどうするか等、そういった業務運用の規約、あるいはEDIで情報交換するという申し合わせ、こういった内容、情報について対象にするか、いろいろな権利、義務の発生をどうするかといった、運用される企業間の基本規約といったものの雛形の確立に努めるということを書いております。

先行する他の業界におきましても、雛形を決めて個別事情を踏まえて、それぞれ企業間で締結する取り組みをやっておられると聞いておりますので、そういうものが必要であると考えております。

それから連携企業の拡大ということで、今後とも推進協議会と連絡をとりながら、継続的な啓発・普及を行っていくということで考えておりますけれども、継続的な啓発・普及を行って、連携企業の拡大に努めるということを書いております。

5番目でございますが、実施体制の整備ということで、これも先般来御発言がございましたけれども、今後の商品コード、あるいはメッセージにつきましての標準を作成した後、その後の変化に応じまして修正すべき点も当然あるかと思っております。あるいは、一般的な普及推進の体制整備、そういった母体になるための体制整備を進める必要があるということでございます。これにつきましても、推進協議会と連携をとりつつ、検討していきたいと考えております。

4品でございますので、4分野の共通的部分と、青果、花き、食肉、水産物それぞれの分野を分けて考える部分も必要もあろうかと思っておりますので、そういったことも含めながら、方向づけをしていきたいと考えております。

実施に当たって配慮すべき事項ということで、4つほどあげてございますが、1点目は中小企業への配慮ということで、いろいろ意見があげられたと承知しております。特に生鮮流通分野につきましては、さまざまな規模の事業者もおられますので、システムの構築、標準化、あるいは普及に当たりましては、中小規模の事業者には過大な負担を与えることのないよう十分配慮していく、そういったことで書いております。

それから、すでに企業内、あるいは特定企業間で情報ネットワークが進められているところもございまして、それとの接続に配慮しながら進めていくということでございます。

3番目にセキュリティの確保ということで、オンライン化を進めて、あるいは参加者を拡大していくことに伴いまして、安全性等の問題が出てくるわけでございますが、そういう面での配慮も必要であるということを書いております。

最後に、利用する事業者の方が増えていくよう、だれでも容易に使えるような操作性を確保するなどのインターフェイスの向上に努めるようにということであげております。

以上、「電子計算機の連携利用に関する指針」ということで、基本的な事項についてあげております。

この指針につきましては、今後の進め方の基本的方向を示すといった内容でございますので、具体的なことまで書いてございませんけれども、そういったものや、従来の御意見等々につきましても、実際の運用で十分配慮していきたいと考えております。

最後に、参考資料の最後のページでございますが、前回の委員会におきましてどういう効果があるのかという御質問をいただいたと承知しておりますが、流通システム開発センターの方とも御相談したのですが、はっきりとした数字はなかなか出しづらいということでございまして苦慮したわけでございますけれども、2つほどあげております。1つは標準化が図られない場合、2社の間でコード体系やデータ交換フォーマットの取り決め等を行った場合のコストでございまして、標準的な単価等で考えてみたらどうなるかということ計算してのもので、大体6メッセージぐらいで1業者当たり1,200万円強ぐらいかかるのではないかと推計でございます。

もう一つは、EDIのいろいろな情報のやりとりにより、どの程度費用を削減できるのかということで、卸売業者7社、仲卸業者3社と非常に限られた数のヒアリングで、そこから推計いたしましたものでございます。具

体的には、帳票の作成、送付作業にかかる人件費、紙代、郵送費を推計したもので、経済連等の出荷者全体で82億ぐらい、卸売、仲卸ではそれぞれ500億ぐらいかかっておるのではないかとこのものがございます。これはあくまでできる範囲で推計したものでございますので、一応御参考までに提出させていただきます。

駆け足で御説明しましたが、以上で事務局からの説明を終わらせていただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明についての御質問とか、本日の資料4、指針(案)について委員の御意見を伺った上でまとめるという段階でございますので、御質問なり御意見なり、どなたからでも結構でございますから出していただけたらと思います。

どうぞ。

委員 ちょっと御質問させていただきたいと思いますが、資料の「基盤開発事業の進捗状況について」というものの8ページにかかわる検討課題のところでございます。前回、第3回の専門委員会の際の基盤開発事業における検討課題の1つとして整理されていたと思いますが、ネットワークの形態、VAN利用とかインターネット利用等々のその形態を含む情報インフラの利用形態とか利用システムの研究というような形が課題として取り上げられておったと思うのですが、3月以降、その問題につきましてどのように御検討いただいたのかお聞かせ願えればと思います。

また、今回この検討課題の中に、このインフラについてのものが削除されているような経過があるかと思うのですが、その辺はどういうふうな形からなされたのか、あわせましてお聞かせ願えればと思っております。

事務局 議論の中でVANでやるのか、専用回線の形でやるのか、あるいはインターネットを使って非常に手軽、手軽と言っては語弊がありますが、いろいろなものを考えていくべきではないかという議論が出たというのは承知しております。そういった意味では誠に申しわけございませんけれども、落としたのは別にその検討をやめたというわけではございません。

ただ、いろいろな形態はあろうかと思いますが、検討する方針は全く変わっておりませんが、順番と申しますか、やはり全体的な情報のやりとりについて、取引の大所のところをまず検討していく必要があるだろう。そういったことで、コードやルール等につきましてはそちらを前提として整備し、それが大体見えた段階で、例えばインターネットを活用してやる場合には恐らく安全性の問題とか速度の問題とかいろいろ出てくるかと思いますが、そういったものについてどういった取り組みができるのか検討していくものであると思います。安全性につきましては、今日も新聞を読んでいたらセキュリティのためのソフトが開発されつつあるとかいうのが出ておりましたけれども、当然、コード、あるいは基本的なルールの検討にひととおり目途がついた段階で、先ほど委員の方から御発言がございましたけれども、多様なツールを使えるようなやり方について今度はどういった問題を解決していかなければいけないのか、そういったことを当然考えていきたいと思っております。

そういった意味では、検討課題に書いていないということでございますけれども、そういった問題意識としては全く変わってございません。

委員 わかりました。

委員長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

委員長 ほかにいかがでしょうか……。

指針(案)というのはどうですか。指針ですからそんなに細かいことは書いていないですけども、別に差し障りのあるようなことも書いていないと言えばそれまでではあります。もうちょっとこういうことを入れてくれとか、こういう表現は適当ではないのではないかと、そんなふうなことがあれば。

どうぞ。

委員 一応質問というような形で、別に修正ということではなくて結構なのですが、これからの進捗状況の中で、資料3の最後のところで(3)で「物流バーコードラベルの標準化の検討」ということで、実際にこれは非常に大事な課題になっていくのではないかという感じがしているわけですが、EDI標準というのが先ほどなかなか効果が見えにくいとかコスト削減が非常に出しにくいということで、ペーパーレス化の効果ということを試算されていらっしゃると思うのですけれども、恐らく最終的に一番効果が上がってくるのは、やはり物流そのものを変えていくとか、物流効率というものを基本的に変えて無駄をなくしていくということと連動していったときに、初めて本当の意味の効果が出てくるというふうに、本当に第三者的には考えておりますけれども、その辺りはいわゆる今後の進捗という話、あるいはこれからの課題というところの中でどのように位置づけていらっしゃるのかということについて少しお尋ねしたいと思います。

事務局 物流バーコードのことにつきましては、まさにおっしゃいましたように検品作業等々を非常に効率化するということで、加工食品等についてはかなり使われているということを聞いております。

ただ、生鮮につきましては若干遅れている、あるいは使われていても独自のものでなかなかルールがないということがございまして、これも大きなテーマの1つとして考えております。この基盤開発事業の中でも書いてございますように、物流バーコードラベルの標準化についても1つの大きなテーマとして検討しているところでございます。

当然ながら、商品コードと連携をとれた形にしないと余りメリットがないものですから、そちらの方の検討を踏まえながら進めていく。そういったことでちょっとはっきり書いてございませぬけれども、指針の中の、2の(1)の のところで商品コード等の各種データコードの中に含めておまして、物流バーコード的なものについても、今検討しているものを標準として採用させていただいて、できるだけ個々の企業にもそれを採用していただくということで普及に努めるといったことでできないか。そういったつもりで書いてございませぬけれども、「等」の中に紛れておりますが、そういった考えを持っております。

委員長 よろしいですか。

委員 はい。

委員長 この「生鮮流通分野における電子計算機の連携利用に関する指針(案)」については、こんなものでよろしゅうございますか。特に……。

委員 では、ちょっと。

委員長 どうぞ。

委員 委員長の隣に座っているから申し上げるわけではないのですけれども、基本的な方向ですし、今後いろいろな作業をする場合の基本になるものだし、オーソライズしなければいけないようだし、かなり弾力的に書いてあるので、私はそんな方向でいいのではないかと思うのでございませぬけれども。

委員長 そうですか。

委員 それでちょっと質問させていただきたいのですけれども、前回、私は出なかったのであるいは話が出たかもしれませんが、よくコンピュータがトラブルを起こすことがありますね。銀行などで取引がストップしたりしますね。ああいう問題はこの実施に当たって配慮する事項の(3)のところで考えていらっしゃるのでしょうか。何かうまい方法をこれから考えるという意味なのですか、これは、それとも、システムダウンというのがありますね。3ページの3の(3)のところ、そういうことを考えておられるのですか。何かうまい方法をこれから考えようということでございますか。

事務局 具体的にシステムダウンとか不正介入が起きた場合にどうするかというのは、業界の方というよりはむしろコンピュータのシステムとかの方でございますので、例えば前のページに書いてございませぬけれども、伝送手順の標準というときにいろいろな手順があると聞いておりますけれども、その中で比較的セキュリティに優れたH手順を採用するとか、あるいは取引の基本規約的な、要するに何か問題が起きたときにどういう処理をするかという取り決めをきちっとやっておく、そちらの方がいわゆる個別の、ここで言えば生鮮業界として取り組むべきことだろうと思うのです。

ただ、できるだけ安全性の高い、あるいは先ほどのお話とも関連すると思いますけれども、個人にも利用できるものということで、インターネットまで広げていきますと、非常に外から情報に介入しやすくなるということで、そういった安全性をどうするかということをよく検討した上でやらないと問題が起きる。そういったことを十分考えていこうということでございます。システム自体はどうしてもコンピュータ業界の方にお願ひしないところがございます。

委員 これはセキュリティ対策というのは基本的には非常に厳しいというか、乱暴な言い方になるのですが、導入者がみずからの責任で講じなければならない部分が非常に多いというか、きのうも雷で停電になって、大丈夫だと思っていたのですけれども、システムダウンして、うちに常駐していたSEが2人夜中に復旧対策に呼ばれていましたけれども、こういう突発事故というのが発生する。そのときにリカバリーをとってない場合には、翌日からもう帳票が発行できなくなってしまうのですね。発注データもできないという。

どこまでやるかというのは別問題ですけれども、ハードウェアとかソフトウェアの信頼性だけではセキュリティというのは守れないというか、要するに、高くすれば高くするほど結局は表向きは1台のコンピュータなのに中は2台になっている、3台になっているという、タンDEMなんかそういうシステムを売っているのですね。表は1台なのですけれども、中はCPUが3台入っているわけです。それから、最近のディスクアレーなども表向きは1台として機能しているのですけれども、中身はディスクのハードデッキが四重、五重になっているという、ユーザーも気がつかないのにディスクが2台ダウンして使えていないという、そういうふうな、結局これはコストアップになっていくのですね。あとは運用でダウンしたときにどうするかということ。

入出門管理なんかをやっている部分もありますし、インターネットになりますと、どんなにセキュリティガードの暗号化技術をやっても必ず破られます。国防省がつくったDESという暗号化技術があるのですが、これはたしか20年か30年前ですか、もうちょっとになるのか、そのときの最高速のコンピュータを何十台かそろえて1,000年間ぶん回し続けなければ絶対に破れないという暗号化技術なのですけれども、今のコンピュータでやると大体36時間とか40何時間で、パソコンですと1万台ぐらい使わなければだめらしいのですけれども、汎用の超高速のものがございませぬ。あんなのですと30時間ぐらいで破れますということで、結局、ハッカーとかそういうものがありますけれども、インターネットを使ってEDIをやろうとするとそのハッカー対策とかそういうものが問題になってくるのですね。

データが盗み出されるというよりもっと怖いのは、入ってきてデータをいじられるということです。これが一番怖いのです。で、知らん顔をして出ていってしまいますので、使っている人たちはわかりませんから、正しいデータだと思ってやっていたらとんでもない話になっていたという、これはやはりセキュリティをシステムとハード、ソフト、それから運用ですかね。極端なことを言ったらネットワークをときどき変えるとかいう簡単なものからありますけれども、やはり技術部隊というか、設計部隊と利用者との間で、自分たちの状況と周囲とを見ながら安全対策をどうしたらいいかというのを決めてやっていかざるを得ない。その中で標準的なものとかベース的なものがあれば業界として、あるいは本省として支援をしていただくということになってしまうのではないかなという。

済みません、長くなりましたけれども。

委員 不正介入は犯罪ですからしょうがないと思いますけれども、システムダウンみたいなものは、これは要するにしょうがないということですね。ですから、そういうことが起こった場合にどうするかということを決めておこうではないかということをは言っているのでしょうか。まだそこまでは考えていないということでしょうか。何かうまい方法があればひとつ御検討いただきたいなと。

事務局 いや、うまい方法があるかどうかはともかくといたしまして、そういった取り決めにつきましても、例えば業務運用とか取引の基本規約に盛り込めないかどうか検討していきたいと考えております。

委員 よろしいですか。

委員長 どうぞ。

委員 意見というのではなくて業界の方々と接触しておりまして、希望というか、要望、こういう席で言っているのかなと思うのですけれども、特に連携指針の3ページ、実施体制の整備、共通基盤の維持管理、普及推進の体制整備に努めること、この書かれているとおりなのですけれども、民間企業、みんなのためにやるのですから自分達でというのはあるのですが、資料3の4ページの体系にありますように、生鮮の標準コードというのはやはり特殊、業界みんなを使う分類コードが商品コードとして扱われている。逆にこれが皆さんが

使いたいという。ですから、みんなが使うコードでありながら、分類ですから変わってくるのですね、時代の流れに応じまして新しい商品が野菜でも果物でも出てきますので。つまりメンテナンス、維持管理、普及、それから使い方とかが。

分類コードというのはほかの業界でもそうなのですが、皆さん使うのにお金を払わないのです、使用料というのを。というのは、マニュアルが1度出ますと大体使われてしまいますから、極端なことを言いますと、印刷して流しますとコピーして使われてしまうということです。つまり、何を言いたいかというと、維持、運用、管理のための費用が非常に高い基盤であるということなのです。

民間企業から、利用者負担ですよと言ってお金を取るとしても、極端なことを言ったら、分類コードはおれはにんじんしか使っていないからにんじんのコードだけ欲しいと言って10円取るかということですね。10円、100円取れば、かえってお金を取るコストの方がかかってしまうという。マニュアルにしても数千円、2,000～3,000円でおしまいですから、1回買うと1年間買わなくていい。1社で1冊買えばいいということですね、極端なことを言いますと。つまり、維持、メンテナンス、管理のための原資を非常に高い。

規制とか何とか、今の税制が厳しい中であれなのですけれども、共通の基盤であるということで、何らかの本省の方からの支援体制、経済的な支援体制ですね。問題は継続的に金がかかるということなのです。その辺について何らかの支援策というのをとっていただくと皆さん助かるのではないかなという、非常に難しいということはわかっておりますけれども、運用維持費は出ないよというのが原則と聞いておりますので、ほかでもですね。

済みません、以上です。

事務局 事業者の共通の基盤といいますか、インフラ的なものであるもので、なかなか料金を徴集しづらいというのはまさにおっしゃるとおりだと思います。それが実は私どももいろいろ検討対策を考えておりますが、なかなか頭を痛めるところでございます。

ただ、加工食品等と違い、物によってはちょっと違うと思いますけれども、個別商品ごとのデータベースとか、そういう大がかりなものは恐らく要らないのだろうと思うので、比較的軽いシステムといいますか、やり方で済むのではという気はしておりますけれども、おっしゃられたように、状況に応じていろいろなコードの見直し等をしていくその母体といいますか、取り決めが必要だというのはおっしゃるとおりでございます。

維持管理の金を出すというのはなかなか今は難しいものでございますので、平成13年度までこの事業を行うということで進めておりますけれども、その中でできるだけ継続的にやっていけるシステムを今後協議会の方とも御相談してつくっていきたくております。

余り答えになっておりませんが。

委員 いいえ。

委員長 という御要望だそうでございますけれども。

委員 今のところでちょっとよろしいですか。

委員長 どうぞ。

委員 指針の3の(1)でございますけれども、ここで「中小規模の事業者に過大な負担を与えることのないよう十分配慮すること」ということで、ちょっと消極的には事務とコストとの問題でいろいろと配慮事項が書いてありますけれども、もう少しこれは積極的に中小企業の取り組みを適切に支援するとか、あるいは環境整備を図るといような意味合いでの書き方に指針として書いていただけたらどうかですね。また、指針にそういうものを書いていいのかわかるかというようなこともありますけれども、やはり適切な支援というようなことの積極的に、情報化はどんどん進むと思いますけれども、中小企業はやはりそれに取り残されていくというようなことについての取り組みをもう少し積極的にこの指針の中で表現してもらえたらありがたいというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

事務局 従来からの検討会でも御発言がありますので、御趣旨は十分私どもも承知しておりますし、そういった意味ではアプリケーションソフトの開発や、その無料公開、あるいは今後の推進に当たってもそういっ

たことを十分配慮していきたいと考えておりますけれども、この指針自体が関係業界の方が取り組むに当たっての指針でございますので、なかなか支援すると書いた途端に主語がだれかという話になりますので、そういった意味で「過大な負担」というような書き方にしているわけでございます。御趣旨は十分私ども承知しておりますので、今後の事業の運用に当たっては関係業界の方とも十分相談しながら、考えていきたいと思っております。

委員長 どうぞ。

委員 私の方は花の業界です。幸いに今度の卸売市場法の改正の中で、目的の中で「生鮮食料品等」となっていたのが、「生鮮食料品及び花き」ということで明文化されまして、業界全体で喜んでおります。

国民生活にとってはなくてはならないもの、潤いと安らぎを与えるという形では今度目的の中で「花き」として明文化されてきたわけですが、私ども社団法人日本花き卸売市場協会というのを組織しておりまして、この中でやはり取引の電子化、標準化等、業界全体として、取り組んでいくべきだということで、実は市場協会全体で取り組む前に、大手卸売業者だけで実務運用会をつくって行動を起こそうと思ったのですが、そうしたら、やはり協会で会議を持ちました中で、そういう大事なことは業界全体で取り組むべきだ。まず最初に卸売市場協会ですべきだということになって、実は運営委員会、また実務運用会等をつくりまして、今でも日本花き取引コードは財団法人日本花普及センターの方で維持管理をしておりますが、コードをつくってからもう約7年ぐらいたっておるのですが、余り利用がなかった。しかし、やはりこれだけ電子化、電子取引が進んでくるとこれを利用しなくては効率的な取引ができないというような形で、今度、協会の中で実務運用会を組織して、協会全体で取り組んでいく。

そうなるのと、今度は今言われましたように、メンテナンスの問題、維持、どのような形で管理費を出すかというような問題が生じてきまして、扱い高に応じて、市場の扱い高、それだけではございません。多少協会の会員として分担の割合がございまして、その率に応じて負担してもらおうとなると、大きな扱いのある市場ほどその分担は多くなるのですが、大きな卸売会社はそのぐらいの分担は喜んでやってくれるのですが、問題なのはやはり余り電子化は必要ない、うちは今までのままやればいい、というような方たちからの反発が多少ございました。しかし、近い将来、これは会員全員が必要になるのだというような形で扱いの小さな卸売会社にも応分の負担をしていただくという形でこの実務運用会をつくって行動を現在起こしております。

ということで、資料4の3ページにもありますように、業界全体で連携企業が拡大していくということも出ておりますし、実施体制の整備、この中にも日本花き取引コードとの整合性を考慮していただくというようなこともございます。花の方は中小企業というよりも零細企業が多いので、この点、実施に当たって企業へ配慮すべき事項、中小企業への配慮、これ等は特に再度お願いを申し上げたいと思います。

あとは結構だと思います。

委員長 ほかに御意見、御要望などはございませんか。

どうぞ。

委員 今、私がお話をしたことは、私ども卸売会社の協会のことだけであって、やはりこれの実施に当たって一番大きな問題は出荷者、生産者ですね。生産者にこれを利用していただくということが大きな問題なのです。この点、私どもの業界の中で幸いに生産者、それから市場、買参人、その他組織がございまして、その組織が1つの全国花き振興協議会という5団体でそういうような組織をつくっておりますので、そういう組織の中でやはりこれを業界全体として取り上げていただく。これを進めていこうというような考えであります。

委員長 ありがとうございます。

委員 では、1つ要望を。

委員長 はい、どうぞ。

委員 これは要望なのですけれども、内容は全くこのままでいいと思いますけれども、もう少し普通の人を読んでも判るような言葉にならないかなと。というのは、これでやるわけでしょう、ずっとこれから。そうすると、私、やっと何となくわかるようになってきたのですけれども、余りにも、私はよく研究者にも言うのですけれ

ども、自分たちだけがわかっていてもだめなのではないかと言うのですけれども、専門委員会ですからこれはしょうがないのかもしれませんが、これは普通の人に読んでもらうのが目的であるとすれば、内容は変えないでもいいですけれども、もう少し普通の人を読んでわかるような言葉を使っていただくといいなと思いました。これは感想でございます。

委員 全く同感です。

事務局 事務局において検討するに当たって、表現が難しいとの意見もあった訳でして、ただ、これは指針という性格でございますので、正確な日本語なり言葉にかえるようなことがあれば、できるだけそういう努力をしたいと思っておりますけれども、なかなか新しい言葉、日本語にぴたっと合うような言葉がないものもございます。ですから、一般の方にお知らせするに当たっては、このままのものではなくて、PR用のものでやっていくということで御容赦いただければと思っております。できるだけもう一回見直しまして、わかりやすくできることはしたいと思っております。

委員長 説明はもうちょっと本当に単純でいいのですね。考え方がかわればいいのですものね。言葉は、これは指針だから余り曖昧にするわけにいかないでしょうけれども。

ほかにはよろしゅうございますか……。

もし特にないようでしたら、一応今日はこの指針(案)を御覧いただいているいろいろな御意見をいただいたということをひとつ踏まえて、今までも大分要望とか表現の問題などがありましたので、これからどんなふうな扱いをするか、進め方を事務局からまとめてお話をいただけますか。

事務局 御審議いただきました指針につきましてはおおむね御了解いただいたのではないかと思います。今後の段取りといたしましては、これは法律に基づく仕組みでございますので、通常の委員会の報告書と別に、さらに法律に基づく告示の手続ということで法令的なチェックがされまして、また判りづらくなるかもしれませんが、そのような手続をとらせていただいて、それが終わり次第、官報に載せて公表という格好を考えております。その間の修正等がございますれば、また御集まりいただくということも大変でございますので、できれば委員長に御一任いただければと存じます。

外向けに公表は、告示がまとまった辺りで9月中旬ぐらいを一応の目途にと考えております。

委員長 今の事務局の提案、御説明で、そういった形で処理をするということで、どうですか、御異議はございませんですか、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、御異議がございませんようですので、そのように処理させていただきます。

そのほか、事務局から何かございますか。

事務局 特にございません。

委員長 それでは、私の方はもうこれで、どうぞそちらで。

## そ の 他

審議官 本専門委員会は昨年9月30日に発足以来、4回にわたって御審議をいただきました。委員の方からもお話があったように、言葉が難しいということですが、先端技術の技術分野の言葉をどうしても使って表現せざるを得ないということでこのようになっているのだらうと思います。

標準化して利用していくに当たっての生産者も含めた全体の取り組みや、費用の負担について等、いろいろな御意見をいただきました。御意見のとおり御支援できるというわけではありませんが、いろいろな御要望

がありましたことにつきましては、今後、電子計算機の連携利用を進める上におきまして、対応してまいりたいと考えております。

事柄としましては、世の中全体が電子政府、電腦社会と言われておりますので、大きな方向としてはこういう形がどんどん進むのだらうと思っておりますので、今後も多くの御意見を賜りながら、役所としましては、商取引の円滑化というものも含めて、どんどん進めてまいりたいと思っております。

本日は、連携利用を進める上での指針ということでまとめさせていただきましたので、先ほど事務局から話がありましたような手順を取らせていただいて、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

どうもありがとうございました。

委員長 それでは、皆さん、4回にわたっていろいろ御意見をいただきまして、どうも御苦労さまでございました。

今日はこれで閉会ということにいたします。

事務局 どうもありがとうございました。

閉 会